

豊橋市長 浅井 由崇 様

豊橋市農業委員会
会長 近藤 好幸

本市は、豊川用水の豊かな水と先人の農業に対するたゆまぬ努力が今に引き継がれ、現在では全国トップクラスの農業算出額を誇る産地となっています。広大な農地を背景に露地栽培や果樹、水稻、施設園芸、畜産など地域の特徴を生かした営農が盛んですが、近年、その営農を脅かす不安要素が顕在化してきています。

具体的には、現在、中心経営体として活躍している農家でも後継者がいないなど、将来に渡って今ある農業が継承されるか危惧される現状があります。

これは、貿易の自由化など国と国との経済連携に向けた取り組みが加速されたことで、安価な輸入品に対抗できるコストダウンや生産性の向上が農家に常に求められていること、その一方で、農家の経営安定化に向けた国策が様々展開されていますが、農家全体の所得向上には繋がっていないことなどがあります。その結果として後継者不足や新規就農者の激減、ひいては農業従事者の高齢化の進行を招いてしまっています。このことに加え、今回のウクライナ・ロシア間の紛争をきっかけに肥料・飼料・燃料が高騰するなど農業の経営環境がさらに悪化し、不安が増幅する可能性があります。

こうした中、農業委員会は、その継承環境を確保するため、これまで「担い手への農地利用の集積・集約化」「遊休農地の発生防止・解消」「新規参入の促進」に取り組んでいます。

そして次のステップとして、令和 4 年度からは、10 年後に目指すべき農地利用の姿を明確にするため、市や豊橋農業協同組合など関係機関と協働し、令和 6 年度をめどに、農地一筆ごとに将来の利用者を明確にした「目標地図（案）」の作成を目指し、市が策定する地域計画に反映し、国内の食料自給率向上の一助となるようにしていきたいと考えています。

つきましては、農地等の利用の最適化の推進に関する業務を効率的かつ効果的に実施するため、令和 5 年度の施策の展開に向けて予算措置及び農業者支援の更なる充実にご配慮いただきますよう、農業委員会等に関する法律第 38 条の規定により、本意見書を提出いたします。

記

◆担い手への農地利用の集積・集約化

農地の集積・集約について

「人・農地プラン」の関連で、地域ごと目標地図を作成していかなければならないが、今後、集落単位で話し合いをするためには、農地の現況を表した情報が必要である。

具体的には、その地域における田、畑、ハウス施設などそれらの情報を地図化するなどの支援をお願いしたい。

◆担い手への農地利用の集積・集約化

営農型太陽光発電と農地の集約化について

近年、農業振興地域において営農型太陽光発電事業の進出が目立ち始めているが、今後本事業が本格的に進展すると、担い手への農地の集約化が阻害されることが懸念される。

本事業について、農業振興地域内で担い手の農地集約等に影響が出ないように、その誘導区域の設定を検討されたい。

◆遊休農地の発生防止・解消

遊休農地の解消について

農業委員会として遊休農地の解消や発生防止に力を入れているところであるが、長期間耕作されず荒れた農地は、復元を試みても、耕作に適さない状態にあり、直ちに活用できないケースがある。

そこで、今後は、担い手などによる遊休農地の借り受けが促進されるよう、従来の支援制度に加え、相当な期間耕作されていなかった農地については耕作に適した状態に復元するための土壌改良経費に対する助成制度を検討されたい。

◆新規参入の促進

新規就農者の支援について

本市における新規就農者の参入要件の一つである農地の下限面積が緩和されたことにより、これまでの専業農家を目指す者に加え、今後は、企業を定年退職後に就農するケースも出てくることが想定される。

こうした新規就農者をサポートするために、研修などに協力する農家を市で登録し、その登録者が保有する技術や農業機械などの資源を新規就農者向けに活用する制度を検討されたい。